

特別支援教育支援員の配置に必要となる経費に係る地方財政措置の予定について  
(通知)

19 初特支第 17 号  
平成 19 年 12 月 27 日

各都道府県教育委員会  
特別支援教育主管部課長 殿

文部科学省初等中等教育局  
特別支援教育課長 永山 裕二

先般の学校教育法等の改正において、小中学校等に在籍する教育上特別の支援を必要とする障害のある児童生徒に対して、障害による困難を克服するための教育を行うことが明確に位置づけられました。

このうち、小学校及び中学校には、学校教育法施行令第 5 条に定める認定就学者をはじめ、様々な障害のある児童生徒が在学しており、特に、通常の学級においては、LD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒が約 6 パーセントの割合で在籍している可能性が示されています。

このような状況を踏まえ、小学校及び中学校において発達障害を含む様々な障害のある児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う「特別支援教育支援員」の計画的配置が可能となるよう、平成 19 年度から地方財政措置されており、平成 20 年度には下記のとおり拡充される予定となっております。

つきましては、本措置予定について域内の市(区)町村教育委員会へ速やかに周知していただくとともに、小中学校における特別支援教育支援員の配置充実について、引き続き適切な指導及び助言等をよろしくお願いいたします。

なお、具体的な単位費用算定基準については総務省において決定され次第ご連絡いたします。

記

平成 20 年度措置予定概要

措置予定規模 特別支援教育支援員 30,000 人相当  
(全公立小中学校数に相当する人数)

措置予定額 約 360 億円(市町村費)

(参考)平成 19 年度措置概要

特別支援教育支援員 21,000 人相当 約 250 億円

単位費用算定基準:小学校及び中学校 1 校当たり 840 千円